

2023年5月

アジア最新法律情報 No.151

テクノロジー法ニュースレター No.35

中国

生成系 AI に関する規制（生成系人工知能サービス管理弁法（パブコメ版）の公表）

弁護士 徳地屋 圭治

外国法弁護士 艾蘇

はじめに

近時、ChatGPT や Midjourney をはじめとする生成系人工知能（（英語）Generative AI / （中国語）生成式人工知能、以下「生成系 AI」という。）¹が次々と発表され、生成される文章や画像等の精度及び質が著しく向上しており、社会的に大きな注目を受けている。もっとも、このような生成系 AI を利用するにあたっては、知的財産権侵害、秘密情報の漏洩、個人情報の不正利用や誤情報の頒布等のリスクも懸念されており、EU や米国等²の世界主要各国は生成系 AI を含む人工知能のリスクを評価し、規制の策定を進めている。

中国においても、百度（バイドゥ）、アリババ、テンセントや華為技術（ファーウェイ）等大手 IT 企業が相次ぎ生成系 AI（特に大規模言語モデル（Large Language Model））を発表し、生成系 AI 開発への参入を加速しているが、このような生成系 AI の急速な発展に鑑み、中国国家インターネット情報弁公室は、2023 年 4 月 11 日に「生成系人工知能サービス管理弁法」のパブコメ版（以下「本弁法案」という。）³を公表した⁴。

本稿では、本弁法案の概要と中国におけるこれまでの AI に関する規制を併せて紹介する。

第一 これまでの中国における AI に係る規制の動向⁵

これまでの中国における AI に係る規制としては、2021 年 12 月及び 2022 年 11 月に、「インターネット情報サービスにおけるアルゴリズム推奨管理規定」（以下「アルゴリズム規定」という。）⁶及び「インターネット情報サ

¹ 生成系人工知能については、日本において厳密な定義は未だないが、一般的には、画像、文章、音声、コード、データ等さまざまなコンテンツを生成することのできる人工知能をいうものと理解されている。

² EU においては、2021 年 4 月から AI に関する規制法案を公表し検討されているところであるが、報道によれば、近時の生成系 AI の発展に鑑み、生成系 AI に関連する規定（使用した著作物の表示など）を設けることが検討されている。また、米国においては、米商務省が 2023 年 4 月から AI に関する今後の規制のあり方等について意見募集を行っており、AI 規制が検討されている。

³ 中文表記は「生成式人工智能服务管理办法（征求意见稿）」。

⁴ 国家インターネット情報弁公室（http://www.cac.gov.cn/2023-04/11/c_1682854275475410.htm）

⁵ なお、これまでの中国における AI に係る規制としては、本文記載の規制のほか、個人情報保護という観点では個人情報保護法、データ安全という観点ではデータ安全法及びサイバーセキュリティ法も関わってくるが、これらは AI を焦点としたものではないため、本稿では説明を割愛する。

⁶ 中文表記は「互联网信息服务算法推荐管理规定」（2022 年 3 月 1 日施行）。

ービスにおけるディープシンセシス管理規定」(以下「ディープシンセシス規定」という。)⁷がそれぞれ制定されており、本弁法案は、これらに加え、AIに関する新たな規制を加えるものである。これらの従前の規定の概要は以下のとおりである。

1. アルゴリズム規定

アルゴリズム規定は、中国国内においてアルゴリズム推奨技術⁸を利用してインターネット情報サービスを提供することを規制対象としており(2条)、かかるサービスの提供者は、サービス提供開始後の10日以内に当局に届出を行う義務がある(24条)。そのほか、提供者は、アルゴリズム推奨技術を利用することにより、ユーザーに対する不当なラベリング(10条)、私的独占又は不正競争の活動(15条)や、ユーザーの嗜好、取引習慣に基づいて差別的な取引価格等の取引条件を設定する行為(21条)等の行為を行ってはならず、さらに、ユーザーの知る権利(16条)、選択権や削除権(11条、17条)等の合法的な権益を保護するための各種措置を講じる義務、データの安全性等に関する内部コンプライアンス義務(7条、9条)や、安全評価の実施(27条)等の義務の履行も求められている。

2. ディープシンセシス規定

ディープシンセシス規定は、「中国国内においてディープシンセシス技術⁹を利用してインターネット情報サービスを提供する」行為を適用対象としている(2条)。同規定においては、ディープシンセシス・サービスの提供者、当該サービスに対する技術サポートの提供者及び当該サービスの利用者それぞれに、一定の義務が課されているが、ディープシンセシス・サービスの提供者についていえば、サービス提供開始後の10日以内に当局への届出を行う義務があるほか(19条)、ディープシンセシス技術を利用して生成された内容に対するマーク掲載義務(16条、17条)、開発で利用するデータの安全性確保義務(14条)、アルゴリズムの適法性、生成される内容の適法性確保義務(6条、10条、11条、14条)、安全評価義務(15条、20条)が規定されている。

第二 本弁法の規制対象及び適用範囲

1. 生成系 AI の定義

(1) 本弁法案

本弁法案では、生成系 AI について、「アルゴリズム、モデル、規則に基づき、文章、画像、音声、動画、プログラム等の内容を生成する技術」と定義されている(本弁法案2条)。

当該規定の文言から見ると、生成系 AI については相当広く定義されていると思われる。ChatGPT や Midjourney のように、いわゆる生成系 AI と言われているもの以外にも、文言の形式からは、例えば、単なる画像加工の APP、チャットボット、ゲームも、一定のアルゴリズムに基づいて文書や画像等を生成するものとして、該当する余地はあることになるように思われ、規制対象となる生成系 AI の厳密な境界は必ずしも明確ではない。

(2) 従前の規定との関係

アルゴリズム規定では、上述のとおり、その規制対象とするアルゴリズム推奨技術について、「生成合成類、個別化推奨類、ソート選択類、検索フィルタリング類、意思決定調整等のアルゴリズム技術」と定義され、本弁法案

⁷ 中文表記は「互联网信息服务深度合成管理规定」(2023年1月10日施行)。なお、「ディープシンセシス」とは、英語では「deep synthesis」中国語では「深度合成」であるが、一般的には、ディープラーニング(deep learning)等による合成技術をいうと考えられる。

⁸ アルゴリズム推奨技術とは、「生成合成類、個別化推奨類、ソート選択類、検索フィルタリング類、意思決定調整等のアルゴリズム技術」と定義されている(アルゴリズム規定2条)。

⁹ ディープシンセシス技術とは、「ディープラーニングや仮想現実(バーチャルリアリティ)等の生成合成類アルゴリズムを使用して、テキスト、画像、音声、映像、仮想シーン等インターネット情報を生成する技術」と定義されている(ディープシンセシス規定23条)。

と比べると、文書等を生成するものに限らず、一定の機能をもったアルゴリズム技術が対象とされており、本弁法案より規制対象は広く定義されている。他方、ディープシンセシス規定は、その規制対象とするディープシンセシス技術について、生成合成類アルゴリズムを使用して、テキスト、画像、音声、映像、仮想シーン等インターネット情報を生成する技術と定義しており、ディープシンセシス規定の規制対象であるディープシンセシス技術も、本弁法案の規制対象である生成系 AI の一種として捉えられるように考える。

2. 本弁法案の適用範囲

(1) 本弁法案

本弁法案においては、生成系 AI 製品を開発・利用し、中国国内の公衆向けにサービスを提供する場合には、本弁法案を適用するとされ（本弁法案 2 条）、このようなサービスの提供者は、本弁法案の適用を受けることになる（以下「本弁法案適用対象者」という。）。さらに、本弁法案においては、生成系 AI 製品を利用して会話及び文章、画像、音声生成などのサービスを提供する組織及び個人が「提供者」として定義されており（本弁法案 5 条）、提供者に該当すれば、後述の提供者を名宛人とする諸種の義務を負うことになる。

これらの規定から、本弁法案の適用範囲については、以下の点に留意する必要がある。

① 本弁法案適用対象者が提供するサービスは「中国国内の公衆向けに」提供されるものであること

(a) 中国外の子会社によるサービス提供

本弁法案の適用範囲となる行為は、「中国国内の公衆向けに」サービスを提供する行為であるが、「中国国内の公衆向けに」サービスを提供するとは、個人情報保護法にも類似の表現があり¹⁰、サービス提供者の国籍又は住所を問わず、中国国外の子会社であっても、「中国国内の公衆向けに」生成系 AI サービスを提供する場合は、本弁法案が適用される。サービス提供が「中国国内の公衆向けに」なされるものであるかの具体的な判断基準については、現行法上なお明確な規定がなく、ホームページ等の言語や決済通貨、決済方法、実際のサービス利用者の状況等諸事情を考慮して検討するほかないが、中国語で利用できアリペイ、Wechat 等での人民元決済ができるようなサービスで、実際にも大部分の利用者のアクセスが中国国内からなされるようなものである場合には、適用範囲かどうかの検討にあたっては慎重な判断を要するようと思われる。

(b) サービスの提供行為や利用行為の所在地

本弁法案は、「中国国内の公衆向けに」サービスが提供されれば適用され、サービスの提供対象が基準とされており、生成系 AI 製品の開発行為、サービスの提供行為や、ユーザーの利用行為が実際に中国国内で行われるか否かは本弁法案の適用判断に影響を与えないと考えられる。

なお、アルゴリズム規定及びディープシンセシス規定はいずれも、サービスの提供行為が中国国内において発生してはじめて規制対象となるとしているため（アルゴリズム規定 2 条、ディープシンセシス規定 2 条）、本弁法案は、これらの規定より域外適用されやすいものとなっている。

② 本弁法案適用対象者が提供するサービスにおいて生成系 AI を開発、利用すること

本弁法案では、生成系 AI を開発してサービスを提供する行為のほか、生成系 AI を「利用して」サービスを提供する行為も適用対象となっており、生成系 AI が提供者自ら開発したものであることは求められておらず、他社開発の生成系 AI を利用してサービスを中国国内の公衆向けに提供することも本弁法案の適用範囲に含まれる。

③ 本弁法案適用対象者のサービスの範囲

上述のとおり、本弁法案適用対象者は、生成系 AI 製品を開発・利用し、中国国内の公衆向けにサービスを提供する者であるが、当該サービスがどのようなものかについては特段の規定がない¹¹。この点については、上述のとおり

¹⁰ 個人情報保護法 3 条 2 項 1 号によれば、中国国外における、中国国内の自然人の個人情報の取扱行為について、国内の自然人に対する製品又は役務の提供を目的とするときなどの事由に該当する場合、本法を適用するとされる。

¹¹ 当該サービスがどのようなものかについて特段の規定がないことから、企業が生成系 AI を使って、ChatGPT のような何らかの内容

り、本弁法案に規定されている義務の多くの名宛人とされている「提供者」は、生成系 AI 製品を利用して会話及び文章、画像、音声生成等のサービスを提供する組織及び個人と定義されており、「等」とされる範囲が明確ではないものの、本弁法案の全体からすると、提供者の定義と同様に、本弁法適用対象者の提供サービスについては、基本的には、ChatGPT のような、文書、画像等何らかの内容を生成するサービスが想定されていると考える。

(2) 実務上適用対象か問題となりうる例の検討

上述の本弁法の適用範囲はそれほど明確でないものの、企業の事業活動に関して本弁法の規制範囲として問題となりうる点として、以下が考えられる。

【チャットボットの運営】

現在、多くの企業は顧客からの問い合わせについてチャットボットで自動応答するサービスを提供している。これらのチャットボットは、独自に企業で開発された一定のアルゴリズムに沿って自動応答のサービスを提供するものが多いと思われるが、近時の生成系 AI の発展を踏まえ、生成系 AI を搭載するタイプのものが登場することも想定されるところである。このようなものが中国国内の公衆向けに提供されるものである場合に、本弁法の適用対象となるかが問題となる。

上述のとおり、生成系 AI の定義は、アルゴリズムに沿って文章等を生成する技術などと相当広く規定されており、いわゆる生成系 AI を搭載するものだけでなく、単に独自に企業で開発された一定のアルゴリズムに沿って自動応答のサービスを提供する技術も、形式的には「生成系 AI」に該当する可能性がある。チャットボットの場合には、限定された特定商品の購入を行う消費者しか利用せず、回答内容も当該商品に関連するものに限定されており、生成された文章等が広く公衆に使われることもないという性質を備えている限り、本弁法案の生成系 AI 規制の趣旨には合致しないように思われるが、この点については、チャットボットの具体的な運用状況等にもよるので、具体的な状況を踏まえて検討する必要がある。

なお、チャットボットのほか、企業の事業活動に関する本弁法の適用に関しては、他にも多岐の状況で問題となりうる。例えば、中国拠点で生成系 AI を従業員に業務上利用させる行為なども問題となりうるが、生成系 AI の提供対象が拠点の従業員に限定されることから、本弁法の典型的な適用例とは異なるように思われるものの、この点は今後も議論等を待つ必要がある。

第三 生成系 AI サービス提供者の義務

1. サービス提供開始前の義務

本弁法案においては、サービスを提供する前に以下の手続を行う必要がある。

(1) 安全評価の実施（本弁法案 6 条）

生成系 AI サービスを提供する前に、「世論属性又は社会動員能力を有するインターネット情報サービス安全評価規定」¹²に従い、自ら又は専門機構に委託して安全評価を行い¹³、そして安全評価の結果を主管当局¹⁴に提出する

を生成するものではない他のサービスを提供するような場合にも、本弁法の適用を受けるかどうかは明確でない。

¹² 中文表記は「具有舆论属性或社会动员能力的互联网信息服务安全评估规定」（2018 年 11 月 30 日施行）。

¹³ 当該安全評価の重点評価項目として次の内容が示されている。①安全管理責任者、情報審査人員又は安全管理機構の設置状況、②ユーザーの本人確認措置及び登録情報の保存措置、③ユーザーのアカウントや操作時間等に関するログ情報及びユーザーの投稿記録の保存措置、④コメントやチャットグループ等のサービス機能における違法・有害情報の防止措置及び記録保存措置、⑤個人情報保護並びに、違法・有害情報の拡散防止等に関する技術的措置、⑥苦情、クレーム制度の構築及び運用状況、⑦インターネット情報弁公室による監督管理への技術、データのサポート及び協力の仕組みの構築状況、⑧公安部門、国家安全機関による監督管理への技術、データのサポート及び協力の仕組みの構築状況（「世論属性又は社会動員能力を有するインターネット情報サービス安全評価規定」5 条）。

¹⁴ 企業所在地の市レベル以上のインターネット情報弁公室及び公安部門である（「世論属性又は社会動員能力を有するインターネット情報サービス安全評価規定」7 条）。

必要がある（同規定 3 条、4 条、7 条）。

(2) アルゴリズムの事前届出（本弁法案 6 条）

生成系 AI サービスを提供する前に、アルゴリズム規定に従い、主管当局に対して、アルゴリズムの届出、変更及び抹消届出の手続を行うことが義務とされている。アルゴリズム規定では、推奨アルゴリズムサービスの提供者は、その名称、サービスの提供方式、応用分野、アルゴリズムの種類、アルゴリズムへの自己評価の報告、公表内容等の情報をインターネット情報弁公室に対し届け出る必要があるとされている（同規定 24 条）。

(3) 企業のビジネスモデル及び生成される内容に基づく業許認可の事前取得

提供者の具体的なビジネスモデル及び生成される内容によっては、中国の法令上、別途、増値電信業務経営許可証¹⁵や公安機関における国際インターネットへの接続に関する届出¹⁶を事前に行わなければならない場合や、オンライン出版・番組視聴・文化サービス業務の経営等外資の参入が禁止・制限されている場合¹⁷もあるため、必要な手続等を行い、又は禁止制限の違反にならないようにする必要がある¹⁸。

2. サービス提供開始後の義務

サービスの提供を開始した後においては、主として以下の義務を履行しなければならないとされている。

分類	義務の内容	条文番号
開発段階における学習用データの適法性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 提供者は生成系 AI 製品の事前学習 (pre-training) 及びファインチューニング (fine-tuning) に使用されるデータ及びデータソースの合法性について責任を負う。 ✓ 事前学習及びファインチューニングに使用されるデータは、以下の要求を満たさなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ①サイバーセキュリティ法等法令の要求を満たすこと。 ②知的財産権侵害の内容を含めてはならないこと。 ③データに個人情報が含まれる場合、個人情報主体の同意を取得し、又は法令が定めるその他の要求を満たすこと。 ④データの真実性、正確性、客観性及び多様性を保つこと。 ⑤その他主管当局の管理監督の要求を満たすこと。 	7 条
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生成系 AI 製品の開発において手動ラベリング（中国語では「人工标注」）を採用する場合に、本弁法案の要求を満たす明確、具体的かつ応用可能なラベリングの規則を制定し、ラベリングの専門人員に対して必要な教育を行い、抜取検査でラベリングの内容の正確性を確認する。 	8 条
ユーザーの保護	依存症防止のための対策： <ul style="list-style-type: none"> ✓ 提供者はそのサービスの使用対象、使用場面、使用用途を明確化して公表し、ユーザーが生成された内容に過度に依存し又は中毒にならないように適切な措置を講じる。 	10 条
	個人情報の保護： <ul style="list-style-type: none"> ✓ 提供者は、ユーザーが入力した情報及び使用記録について保 	11 条

¹⁵ 「中華人民共和国電信条例」（中文表記は「中华人民共和国电信条例」、2016 年 2 月 6 日施行）8 条、9 条。

¹⁶ 「コンピューターネットワークの国際インターネットへの接続に関する安全保護管理弁法」（中文表記は「计算机信息网络国际联网安全保护管理办法」、2011 年 1 月 8 日施行）12 条。

¹⁷ 「外商投資参入特別管理措施（ネガティブリスト）（2021 年版）」（中文表記は「外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2021 年版）」、2022 年 1 月 1 日施行）七の 15。

¹⁸ 例えば、生成系 AI サービスにおいて、ユーザーによる投稿やチャット等の交流機能を搭載する場合には、増値電信業務経営許可証の事前取得が必要となる「情報サービス業務」に該当しうるため、生成系 AI サービスの提供に先立って対応が必要となる「電信業務分類目録（2015 年版）」（2019 年 6 月 6 日改正、施行）B25。

	<p>護義務を負う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 提供者は、ユーザーの身元を識別できる入力情報を違法に保存し、ユーザーの入力情報及び使用状況に基づきユーザーのプロファイリングをし、又はユーザーの入力情報を第三者に提供してはならない。 	
	<p>クレーム対応体制の整備：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 提供者は、ユーザーのクレームを対応する体制を整備し、個人情報、他人のプライバシー権、営業秘密を侵害し又は本弁法案に違反した内容に対して、適切な処理措置を講じる。 	13 条
生成内容の適法性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政権転覆や国家分裂をあおる内容、暴力やわいせつな内容等が含まれてはならない。 	4 条 1 項 1 号
	<p>差別の禁止：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ アルゴリズムの設計、学習データの選択、モデルの作成及び最適化、サービスの提供の過程で、人種、民族、信条、国、地域、性別、年齢や職業などを理由とした差別を防止するための措置を講じる。 ✓ 提供者はユーザーの人種、国籍、性別等に基づいて差別的な内容を生成させてはならない。 	4 条 1 項 2 号、 12 条
	<p>誤情報の防止：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 生成系 AI を利用して生成された内容は真実かつ正確でなければならず、誤情報の生成を防止するための措置を講じる。 	4 条 1 項 4 号
	<p>不正内容の再発防止：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ サービスの運用中に発見され、又はユーザーに報告された本弁法案に違反した生成内容について、内容の審査・削除等の措置を講じるほか、3 か月以内にモデルの最適化の訓練等により再発の防止を行う。 	15 条
	<p>ユーザーによる不正利用の防止：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 提供者は、他人の権利を侵害し又は不正な目的に使用しないように、ユーザーによる生成内容の利用を適切に指導する。 ✓ 提供者は、ユーザーによる生成内容の不正利用を発見した場合に、サービスの提供を中止又は終了させる。 	18 条、19 条
当局の管理監督への遵守	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 提供者はインターネット情報弁公室及び他の主管当局の要求に応じて、ユーザーの信頼及び選択に影響を与えられる必要な情報（事前学習及びファインチューニングに使用されるデータのソース、規模、類型、質等に関する説明、並びに手動ラベリングの規則、手動ラベリングに使用されるデータセットの規模及び類型等の情報等）を提供する。 	17 条

図表 1：筆者作成

3. 義務違反の罰則

提供者に本弁法への違反がある場合には、サイバーセキュリティ法、データ安全法及び個人情報保護法等の法令を優先的に適用し、法律又は行政法規に規定がないとき、警告、通知・訓戒、期限内の是正命令、是正命令に応じない又は情状が深刻な場合には生成系 AI サービスの提供の中止又は禁止、及び 1 万人民币元から 10 万人民币元以下の罰金が課せられる（本弁法案 20 条）。

終わりに

本弁法案は、不明確な点が少なくなく、確定版の規定が今後公表され次第、確認する必要がある。引き続き注意しておくことが望ましい。

[執筆者]



徳地屋 圭治（長島・大野・常松法律事務所 日本長島・大野・常松法律事務所駐上海代表処 弁護士 パートナー）

keiji_tokujiya@noandt.com

2013年から2014年まで Lee and Li（台北）、2015年から2017年まで中倫弁護士事務所（北京）にて勤務。2020年12月より当事務所の上海オフィスにて執務開始。M&Aを中心にコンプライアンス、紛争解決等の企業法務分野を取り扱うとともに、中国大陸・台湾企業の買収、現地日系企業のコンプライアンス、中国大陸での危機管理・不祥事対応、紛争解決等中国大陸・台湾企業法務全般に関して日本企業に助言を行っている。



艾蘇（長島・大野・常松法律事務所 外国法弁護士）

au_ai@noandt.com

2017年九州大学法学部交換留学。2018年華東政法大学法学部及び日本語学部卒業。2022年東京大学大学院法学政治学研究科卒業、長島・大野・常松法律事務所入所。日中間の法律業務を中心に、クロスボーダー取引、企業再編、紛争解決等、幅広い分野で法務サポートを行っている。

（※中国での弁護士登録は行っていません。）

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

アジア最新法律情報及びテクノロジー法ニュースレターの配信登録を希望される場合には、
<<https://www.noandt.com/newsletters/>>よりお申込みください。アジア最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては、
<newsletter-asia@noandt.com>まで、テクノロジー法ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、
<newsletter-technology@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。